

犯罪被害者等支援関係機関への第3回ヒアリングについて

犯罪被害者等支援条例の制定に向けて、条例素案を作成する段階で、関係機関へ3回目のヒアリングをした結果、次のようなご意見をいただきました。

●ヒアリングの時期：令和8年1月13日（火）～1月27日（火）

●ヒアリング団体：NPO法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす

　　公益社団法人被害者サポートセンターあいち

　　神谷明文法律事務所　神谷明文弁護士

　　おかげ城下町法律事務所　市村陽平弁護士

　　名古屋大学大学院法学研究科　宮木康博教授

　　安城警察署

（第1条 目的）

- ・市民（市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）としているが、第2条の定義に加えてはどうか。

（第3条 基本理念）

- ・「被害を受けた時」ではなく「被害を受けたとき」が適切である。
「時」は瞬間を示し、市がその瞬間からすぐに支援ができるわけではない。
犯罪被害者等基本法第3条にあわせて、「とき」とすべき。

（第6条 事業者等の責務）

- ・事業者の理解は大切である。犯罪被害者等にも生活基盤は必要であり、配慮は必須。出勤できなくとも仕方ないと理解するべき。
- ・「就労、勤務等」にするとアルバイトが入らないため「就業等」に修正されていてよかったです。
- ・市の就業制度に犯罪被害者等に配慮することを入れてみては。そうすると民間企業も対応しやすくなる。鳥取県では、職員本人や2親等以内の親族が犯罪に遭った時に休暇を取得できる制度が導入された。
- ・「就業等」は「雇用」という表現にしてはどうか。

（第7条 相談及び情報の提供等）

（第8条 総合的対応窓口の設置）

- ・第7条と第8条については、順番を逆にしてほしい。

(第10条 日常生活の支援)

- ・「家事等を行う者の派遣」とあるが、市で何か実施する予定があるのか。

(第12条 広報及び啓発)

- ・なぜこの条例が制定されるのか、市民の責務を理解するためにも、職員や市民向けの講座を実施すると良い。
- ・費用対効果を考えて啓発すべき。紙を印刷するのはもったいないが、YouTube や TikTok もなじまない。
- ・学校への働きかけをしてほしい。

(第13条 人材育成)

- ・県の担当者に安城市の社会福祉士を紹介してもらうと良い。いなければ、人材育成が必要であるということだから、県と協力してセミナー等を開催すると良い。

(その他)

- ・県条例とも不整合なところはない。
- ・県が中心となって自治体の事例を集めて共有すると良い。
- ・生徒手帳に犯罪被害に遭った際の相談先の電話番号を載せると良い。
- ・DVシェルターのような要綱があると良い。名古屋市は2年に1回使う程度だが、あればありがたい。
- ・他市へ引っ越した際に、新しい学校でいじめにあわないか心配。県内全域で条例があれば連携できること多いため、全ての市で条例が必要。
- ・外国人同士の対応が難しい。

(注) 関係団体からいただいたご意見をそのまま掲載しておりますので、内容が重複している部分があります。